

改正後

現行

(削除)

(3) 子育て支援情報部会（子育て支援情報連絡会）

（部会の所掌事項）

第7条 母子保健部会（子育て支援連絡会）は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子どもの健康問題に対する援助体制と関係機関の調整に関する事
- (2) 子育ての情報提供に関する事
- (3) 母子保健計画に必要な調査及び研究に関する事

2 食育部会（食育連絡会）は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子どもの食の問題に対する援助体制と関係機関の調整に関する事
- (2) 食育の情報提供に関する事

3 子育て支援情報部会（子育て支援情報連絡会）は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 育児不安・子ども虐待、障害児など、処遇困難ケースの相談に関する事
- (2) 育児不安・子ども虐待、障害児など、処遇困難ケースの事例検討に関する事
- (3) 育児不安・子ども虐待、障害児など、処遇困難ケースの処遇・支援に関する事
- (4) 育児不安・子ども虐待などの予防に関する事
- (5) 育児不安・子ども虐待、障害児などの情報提供に関する事

（庶務）

第8条 協議会及び部会の庶務は、健康福祉課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

改正後

現行

(削除)

別表（第3条第2項関係）

浜岡町子育て支援ネットワーク連絡協議会委員		
1	議会	代表
2	民生・児童委員	代表
3	主任児童委員	代表
4	町内会総代	代表
5	人権擁護委員	代表
6	保護司会	代表
7	更生保護婦人会	代表
8	菊川警察署	代表
9	浜岡町医師会	代表
10	町立浜岡総合病院	代表
11	町PTA	代表
12	母親クラブ	代表
13	児童館	代表
14	子育て支援センター	代表
15	中学校	代表
16	小学校	代表
17	幼稚園	代表
18	保育所	代表
19	町立図書館	代表
20	こども発達センターめばえ	代表
21	西部児童相談所	代表
22	静岡県中東遠健康福祉センター	児童部門代表
23	静岡県中東遠健康福祉センター	保健部門代表
24	家庭相談室	代表
25	浜岡町 助役	
26	浜岡町 社会教育課	代表
27	浜岡町 学校教育課	代表
28	浜岡町 健康福祉課	福祉係
29	浜岡町 健康福祉課	健康増進係
	その他会長が適当と認めた者	

※部会の構成委員については、別に記する。

改正後

現行

(削除)

浜岡町子育て支援ネットワーク連絡協議会
子育て支援情報部会『子育て支援情報連絡会』実施要領

目的：子どもに関わる関係機関が集まり、処遇困難（子ども虐待・障害児・育児不安など）な事例の情報提供と検討、相談、処遇・支援や予防を考
えていくことにより連携を深め、関係者が共通の認識を持つ中で、それ
ぞれが機関の専門性を生かした関わりを検討していく。

所掌事項：（１）育児不安・子ども虐待、障害児など、処遇困難ケースの相談
に関する事
（２）育児不安・子ども虐待、障害児など、処遇困難ケースの事例
検討に関する事
（３）育児不安・子ども虐待、障害児など、処遇困難ケースの処遇
・支援に関する事
（４）育児不安・子ども虐待などの予防に関する事
（５）育児不安・子ども虐待、障害児などの情報提供に関する事

参加機関：主任児童委員、浜岡保育所、佐倉保育所、高松保育所・子育て支
援センター、幼稚園、中東連健康福祉センター掛川支所 保健所部
門・児童部門、家庭相談室、学校教育課、健康福祉課福祉係・健
康増進係、他（障害児を主にテーマとしてあげる時は、子ども発
達センターめばえ、幼児ことばの教室が加わる。また、とりあげ
る事例によっては、その機関及び関係機関が加わる）

事務局：浜岡町健康福祉課

実施方法：（１）内容
・事例検討
事例提供者は資料作成し、出席すること
・情報交換

（２）日時
・毎月第１火曜日 13:30～16:00（２月は9:00～16:00）
4月15日・5月6日・6月3日・7月1日・8月5日・9月
2日・10月7日・11月4日・12月2日・1月6日・2月3

改正後	現行
<p><u>(削除)</u></p>	<p>日・3月2日</p> <p>※ 4月は、第3火曜日に実施。 6、9月は主に障害児について会を開催。 2月は、一日かけて全ての事例連絡を行う。</p> <p>(3) 場所： 浜岡町総合保健福祉センター 1階</p>